

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## 一事業所の新設（要事前相談）

提出様式	提出書類	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
	特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号） ※複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成	1	2

添付書類	提出書類	原本	コピー
①	職業紹介責任者の住民票（ <b>本籍地の記載は必須・マイナンバーは省略のもの</b> ） ※役員が兼務する場合、氏名・住所に変更がなければ省略可能 ※家族分は不要	1	1
②	職業紹介責任者の履歴書 ※写真は不要 ※「氏名」、「生年月日」、「住所」、「最終学歴」、「職歴」、「賞罰の有無」を記載 （職歴は「入社・退社の年月」、「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように詳細（例：求職活動、法人設立準備等）に記入）	1	1
③	職業紹介責任者講習会受講証明書（コピー）		2
④	事業所の賃貸借契約書 （転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」） 自己所有の場合は不動産登記簿謄本（建物の登記事項証明書）	1	1
⑤	個人情報適正管理規程	1	1
⑥	業務の運営に関する規程 ※取扱職種・地域の限定、手数料の設定等、その内容に応じて作成	1	1

※上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

※同一法人内の他の届出事業所で既に職業紹介責任者に選任されている者を、異動により引き続き選任する場合は①（氏名・住所に変更がない場合のみ）と②、③は省略可能です。その際、変更届出書の⑭備考欄に添付書類省略の旨及び異動前の事業所の名称を記入して下さい。

※マイナンバー（個人番号）が記載されている住民票を取った場合には、番号が分からないように黒塗りしてからご提出下さい。

◎確認書類 事業所のレイアウト図

◎提出期限 新設後、10日以内 ※ただし、新設する前に相談が必要です。

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## －代表者の変更－

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2

※代表者が職業紹介責任者を兼務する場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄に職業紹介責任者変更の旨も併せて記入して下さい。

◎添付書類	① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1
-------	--------------------	---	---

◎確認書類 役員名簿のコピー

◎提出期限 変更後、30日以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## －役員の変更－

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2

※「非常勤」、「社外」、「監査役」等を含む、登記簿謄本に記載されている全ての役員が対象となります。  
※役員（社外や監査役は除く）が職業紹介責任者を兼務する場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄に職業紹介責任者変更の旨も併せて記入して下さい。

◎添付書類	① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1
-------	--------------------	---	---

◎確認書類 ① 総会議事録のコピー

② 役員名簿のコピー

◎提出期限 変更後、30日以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## －代表者・役員の氏名変更－

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
※「非常勤」、「社外」、「監査役」等を含む、登記簿謄本に記載されている全ての役員が対象となります。 ※代表者・役員が職業紹介責任者を兼務の場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄に職業紹介責任者の氏名変更の旨も併せて記入して下さい。			
◎添付書類	① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1
◎確認書類	役員名簿のコピー		
◎提出期限	変更後、30日以内		
◎手数料等	なし		
◎提出先	事業主を管轄する労働局		

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## －代表者・役員の住所変更－

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
※「非常勤」、「社外」、「監査役」等を含む、登記簿謄本に記載されている全ての役員が対象となります。 ※代表者・役員が職業紹介責任者を兼務の場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄に職業紹介責任者の住所変更の旨も併せて記入して下さい。			
◎添付書類	① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※代表者・有限会社など、登記簿謄本に住所が記載されている場合のみ必要	1	1
◎確認書類	役員名簿のコピー		
◎提出期限	変更後、10日以内（登記簿謄本の添付が必要な場合30日以内）		
◎手数料等	なし		
◎提出先	事業主を管轄する労働局		

[特別の法人無料職業紹介事業]

## 一 職業紹介責任者の変更一

提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書 (様式第6号) [第1面・第2面]	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式		1	2

※代表者・役員が職業紹介責任者を兼務の場合で、役員の変更もあった場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄に役員変更の旨も併せて記入して下さい。

添付書類	① 就任した方の住民票 (本籍地の記載は必須・マイナンバーは省略のもの) ※役員が兼務する場合、氏名・住所に変更がなければ省略可能 ※家族分は不要	1	1
◎添付書類	② 就任した方の履歴書 ※役員が兼務する場合、氏名・住所に変更がなければ省略可能 ※写真は不要 ※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載 (職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように「例：求職活動、法人設立準備等」詳細に記入)	1	1
	③ 職業紹介責任者講習会受講証明書 (コピー)		2

※同一法人内の他の許可事業所で既に職業紹介責任者に選任されている者を、異動により引き続き選任する場合は①(氏名・住所に変更がない場合のみ)と②、③は省略可能です。代わりに変更届出書の⑭備考欄に添付書類省略の旨及び異動前の事業所の名称を記入してください。  
※マイナンバー(個人番号)が記載されている住民票を取った場合には、番号が分からないように黒塗りしてからご提出下さい。

- ◎確認書類 個人情報適正管理規程 ※すでに提出されているものに変更があった場合のみ
- ◎提出期限 変更後、30日以内
- ◎手数料等 なし
- ◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

[特別の法人無料職業紹介事業]

## 一 職業紹介責任者の氏名・住所一

提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書 (様式第6号) [第1面・第2面]	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式		1	2

※代表者・役員が職業紹介責任者を兼務の場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄に役員の氏名・住所変更の旨も併せて記入して下さい。

添付書類	① 変更した方の住民票 (本籍地の記載は必須・マイナンバーは省略のもの) ※家族分は不要	1	1
◎添付書類		1	1

※マイナンバー(個人番号)が記載されている住民票を取った場合には、番号が分からないように黒塗りしてからご提出下さい。

- ◎確認書類 個人情報適正管理規程 ※すでに提出されているものに変更があった場合のみ
- ◎提出期限 変更後、30日以内
- ◎手数料等 なし
- ◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

[特別の無料職業紹介事業]

## 一 職業紹介事業所の廃止（一部の事業所のみ） 一

提出様式	提出書類	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
	廃止日までの職業紹介事業報告書（様式第8号の2）	1	2

※全事業所を廃止する場合は、廃止届出書（様式第7号）により提出して下さい。

◎添付書類 なし

◎提出期限 廃止後、10日以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

[特別の法人無料職業紹介事業]

## 一 国外にわたる職業紹介を行う場合 一

（許可取得後に追加する場合）

提出様式	提出書類	提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
	取次機関に関する申告書（通達様式第10号） ※取次機関（業務提携先企業）を利用する場合に限る	1	2

※相手先国に関する変更がある場合は、特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）により提出して下さい。

添付書類	添付書類	原本	コピー
◎添付書類	① 相手先国において、国外にわたる職業紹介について、当該取次機関（送り出し機関）としての活動が認められていることを証明する書類（許可証・登録証等）とその日本語訳 ※活動が認められていることを証明する部分のみで可		2
	② 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書（外国語で記載されている場合はその日本語訳） ※業務分担が分かる部分のみで可		2

◎確認書類 業務の運営に関する規程 ※すべての送り出し国・取次機関を記入

◎提出期限 変更後10日以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## －法人名称の変更－

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2

※事業所名称の変更を伴う場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄にその旨も併せて記入して下さい。

◎添付書類	① 定款又は寄附行為 （変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付）		2 (2)
	② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1

◎提出期限 変更後、30日以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## －法人所在地の変更－

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2

※職業紹介事業を行う事業所所在地の変更を伴う場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄にその旨も併せて記入して下さい。

◎添付書類	① 定款又は寄附行為 （変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付。同一市町村内での移転等、定款の内容に変更がない場合は不要。）		2 (2)
	② 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1

なお、職業紹介事業を行う事業所所在地も変更した場合は、下記の添付書類も必要となります。

③	事業所の賃貸借契約書 （転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」） 自己所有の場合は不動産登記簿謄本（建物の登記事項証明書）	1	2 1
---	--	---	--------

※上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

◎確認書類 事業所所在地も変更した場合のみ、事業所のレイアウト図

◎提出期限 変更後、30日以内

◎手数料等 なし

◎提出先 事業主を管轄する労働局

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## －事業所名称の変更－

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2

※法人名称も変更した場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄にその旨も併せて記入して下さい。

- ◎添付書類 不要（内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります）  
なお、法人名称も変更した場合は、下記の添付書類が必要となります。

①	定款又は寄附行為 （変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付）		2 (2)
②	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1

- ◎提出期限 変更後、10日以内（法人名称も変更し、登記簿謄本が必要な場合30日以内）

- ◎手数料等 なし

- ◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

〔特別の法人無料職業紹介事業〕

## －事業所所在地の変更－

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2

※法人所在地も変更した場合は、様式の⑦欄、⑧欄、⑨欄にその旨も併せて記入して下さい。

◎添付書類

①	事業所の賃貸借契約書 （転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」） 自己所有の場合は不動産登記簿謄本（建物の登記事項証明書）	1	2 1
---	--	---	--------

なお、法人所在地も変更した場合は、下記の添付書類も必要となります。

②	定款又は寄附行為 （変更後の定款が作成されていない場合は、当該変更に係る「株主総会議事録」を添付。同一市町村内での移転等、定款の内容に変更がない場合は不要。）		2 (2)
③	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1	1

※上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

- ◎確認書類 事業所のレイアウト図

- ◎提出期限 変更後、10日以内（法人名称も変更し、登記簿謄本が必要な場合30日以内）

- ◎手数料等 なし

- ◎提出先 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局